

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金とは…

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し住居を失った方や住居を失うおそれのある方に対し、家賃の一部を市が不動産会社等に代理納付し、住居の確保と就職に向けた支援を行う制度です。

令和2年4月20日から、住居確保給付金の支給対象が拡大され「離職又は廃業した日から2年を経過していない方」に加え、新たに「休業等により収入が減少し、離職、廃業と同程度の状況にある方」も対象とされ、年齢条件もなくなりました。併せて、4月30日からは、ハローワークへの求職申込が不要となりました。

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック																		
住居を失った、または失うおそれがある。	<input type="checkbox"/>																		
離職、廃業から2年以内、または自分の都合でない休業等により収入が減少し、離職、廃業と同程度の状況にある。	<input type="checkbox"/>																		
上記の状態になる前に、世帯の生計を主に維持していた。	<input type="checkbox"/>																		
世帯全員の収入合計は、①収入基準額以下である。 世帯の金融資産（預貯金等）は、②金融資産額以下である。	<input type="checkbox"/>																		
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>①収入基準額（月額）</td><td>11.3万円</td><td>16.1万円</td><td>19.81万円</td><td>23.51万円</td><td>27.31万円</td></tr><tr><td>②金融資産（預貯金等）</td><td>48.6万円</td><td>73.8万円</td><td>94.2万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	①収入基準額（月額）	11.3万円	16.1万円	19.81万円	23.51万円	27.31万円	②金融資産（預貯金等）	48.6万円	73.8万円	94.2万円	100万円	100万円
		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯													
①収入基準額（月額）	11.3万円	16.1万円	19.81万円	23.51万円	27.31万円														
②金融資産（預貯金等）	48.6万円	73.8万円	94.2万円	100万円	100万円														
ハローワークの職業訓練受講給付金を受けていない。	<input type="checkbox"/>																		

上記すべての項目に✓がついた方は、住居確保給付金の受給の可能性があるので、市役所生活支援課までお電話ください。

太宰府市福祉事務所（健康福祉部生活支援課生活支援係）

電話：092-921-2121（内線300・375）

FAX：092-925-0294・E-mail：l-support@city.dazaifu.lg.jp

相談から支給までの流れ

1. 太宰府市福祉事務所（生活支援課）にお電話をお願いします。相談日時を設定します。
2. ご来庁いただき、相談員が住居確保給付金のご説明をいたします。
3. 必要書類を添えて、申請書類を提出していただきます。この間、不動産会社等での手続きが必要になります。
4. 審査、支給の可否の決定
5. 給付金の支給（不動産会社等に直接振り込みます。）

申請に必要な書類について

1. 住居確保給付金支給申請書
2. 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、各種福祉手帳、健康保険証など
3. 離職、廃業の証明又は減収が確認できる書類
4. 世帯の収入額が確認できるもの
5. 預貯金通帳や賃貸借契約書の写し、また、賃貸住宅の貸主等から記入いただく書類など